

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	犬と猫のマイクロチップ情報登録システムとの結合について
--------	-----------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第17条第1項第2号（法令等の定めに基づく外部結合を行ったとき）

（担当部課：健康部衛生課）

事業の概要

事業名	犬と猫のマイクロチップ情報登録システムとの結合
担当課	衛生課
目的	マイクロチップが装着された犬の登録及び迷い犬猫の所有者情報の照会を円滑に行うため。
対象者	環境大臣が指定する登録機関(以下「指定登録機関」という。)に所有者等情報を登録した犬猫の所有者
事業内容	<p>1 システム及び制度概要</p> <p>改正「動物の愛護及び管理に関する法律」が令和4年6月1日に施行され、犬や猫が迷子になった際などに、所有者のもとに戻すために、「販売される犬猫へのマイクロチップ装着」及び「犬猫所有者等に係る情報の登録」が義務となった。これに伴い、所有者及び犬猫に係る情報の登録先として、環境省により「犬と猫のマイクロチップ情報登録システム」(以下「本システム」という。)が構築され、同日より稼働した。</p> <p>区では、本システムを活用し、災害時等の迷い犬猫の所有者への円滑な返還、及び狂犬病予防法上の犬の登録を行うため、本システムと外部結合を行う。</p> <p style="text-align: center;">【資料4-1参照】</p> <p>1) 迷い犬猫について</p> <p>区が本システムと外部結合することで、災害時等に迷い犬猫が生じた際には、マイクロチップ番号を基に所有者の情報を照会し、所有者のもとに円滑に戻せるようになる。</p> <p>2) 狂犬病予防法上の犬の登録について</p> <p>改正法の施行に伴い、所有者が本システムへ犬や所有者の情報を登録した際に、自治体へその旨が通知され、当該通知を狂犬病予防法上の犬の登録申請とみなし、当該犬に装着されたマイクロチップを鑑札とみなすことができる制度(狂犬病予防法の特例制度)が導入された。</p> <p>従前、狂犬病予防法上の犬の登録は、飼い主が自治体窓口において手続きを行い、鑑札の交付を受けていた。区が狂犬病予防法の特例制度を導入し、本システムと外部結合をすることで、本システムへの所有者及び犬の情報登録が狂犬病予防法上の犬の登録とみなされるため、マイクロチップが装着された犬の飼い主は、窓口での登録手続きが不要となり、区民の利便性が向上する。</p> <p>2 狂犬病予防法上の犬の新規登録件数</p> <p style="padding-left: 20px;">1, 094件 (過去3年平均)</p> <p>※個人情報の流れは、資料4-2のとおり</p>

件名 犬と猫のマイクロチップ情報登録システムとの結合について

保有課 (担当課)	衛生課
登録業務の名称	犬と猫のマイクロチップ情報登録システム
結合される情報項目 (だれの、どのような項目か)	<p>1 収集の対象者の範囲</p> <p>①迷い犬猫の所有者</p> <p>②狂犬病予防法上の犬の登録申請者及び届出者</p> <p>2 収集する項目</p> <p>①迷い犬猫の所有者:氏名、住所、電話番号、個人又は法人の別、メールアドレス、所有者の種別、担当者氏名(法人の場合)、マイクロチップ識別番号、犬又は猫の所在地、犬又は猫の名、犬又は猫の品種、犬又は猫の毛色、犬又は猫の生年月日、犬又は猫の性別、狂犬病予防法上の登録年月日及び登録番号、犬又は猫の別</p> <p>②狂犬病予防法上の犬の登録申請者及び届出者:氏名、住所、電話番号、個人又は法人の別、メールアドレス、マイクロチップ識別番号、犬の所在地、犬の名、犬の品種、犬の毛色、犬の生年月日、犬の性別、当該システムへの登録又は変更年月日、犬の特徴となるべき事項、狂犬病予防法上の登録年月日及び登録番号、変更した事項、犬の死亡時における氏名及び住所、犬の死亡の年月日</p>
結合の相手方	犬と猫のマイクロチップ情報登録システム
結合する理由	<p>①本システムと外部結合することにより、災害時等に生じた迷い犬猫について、区がマイクロチップ番号を基に所有者情報を照会し、所有者のもとに円滑に戻せるようになる。</p> <p>②本システムと外部結合することにより、狂犬病予防法上の犬の登録について、窓口での登録手続きが不要になる。</p>
結合の形態	インターネット回線を通じ、指定登録機関が利用するクラウドサービス(日本国内)上のWebシステムと区イントラネット端末(インターネット分離環境)を接続する。
結合の開始時期と期間	令和4年6月1日(次年度以降も、同様の外部結合を行う。)

<p>情報保護対策</p>	<p>【運用上の対策】 「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」、「動物の愛護及び管理に関する法律に基づく犬及び猫の登録に係る個人情報保護方針」、「新宿区個人情報保護条例」、「新宿区情報セキュリティポリシー」を遵守する。</p> <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該システムと区の間で接続するネットワークは、通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。 2 インターネットと区内ネットワーク及び当該システムの個人情報保管領域は分離するとともに、ファイア・ウォール及びウイルス対策ソフトにより、外部からの侵入・改ざんやウイルス感染を防止する。 3 標的型攻撃対策ソフト等により、不正な通信を検知・分析・遮断し、外部への情報漏えいを未然に防止する。 4 システムの利用に当たっては、ユーザID・パスワードの確認措置をとる。また、二要素認証も行うことで担当職員以外の利用はできないものとする。 5 都道府県等や基礎自治体のアカウントで閲覧可能な情報は、当該アカウント所管の範囲内に所在している犬猫の情報のみを制限する。 6 システムのログ管理や操作履歴管理ソフトにより、情報へのアクセス状況を記録する。ログは必要に応じて分析を行う。 7 システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にする。(情報セキュリティアドバイザーからの助言)。
---------------	--